

川崎市外国人介護人材雇用支援事業委託 提案書等作成要領

1. 実施スケジュール

日 程	内 容
平成 31 年 1 月 15 日 (火)	公募開始 (参加意向申出書の配布開始)
平成 31 年 1 月 18 日 (金) 午後 5 時まで	参加意向申出書の受付
平成 31 年 1 月 21 日 (月) から 1 月 24 日 (木) 17 時まで	質問書の受付
平成 31 年 1 月 28 日 (月)	質問書への回答
平成 31 年 2 月 1 日 (金) 午後 5 時まで	提案書、要件確認書、見積書の提出
平成 31 年 2 月初旬	プレゼンテーション、選定審査委員会
平成 31 年 2 月下旬	選定結果通知

2. 提出書類一覧

提出時期	提出書類名	部数
(1) 参加意向申出書提出時	参加意向申出書 (様式 1)	1 部
(2) 質問書提出時	質問書 (様式 2)	1 部
(3) 提案書提出時	5. 応募書類に関する事項のとおり	

3. 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書等を提出し、様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。(「提案書等作成要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能)。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

(1) 参加意向申出書等の受付期間

平成 31 年 1 月 15 日 (火) から平成 31 年 1 月 18 日 (金)

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで * 土日は除く

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 10 階
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
電話：044-200-2652 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

2. (1)のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 *郵送の場合は受付期間内に必着

(5) 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 2 8 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市の「平成 3 1・3 2 年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として登載されている（または契約時に登載見込みである）こと。
- (4) 職業安定法による職業紹介事業許可を得ていること。
- (5) 本事業について確実に履行することができること。
- (6) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

4. 業務内容

本業務では次の(1)～(6)の事業を行うにあたり、本業務の実施体制、使用する機器等の設備、従事者への研修、事故発生時対応並びに拠点業務地となる事務所開設までの工程等を記載した業務計画書を作成し、本市が指定する期日までにあらかじめ提出し、承認を得ること。

また、提案書作成にあたっては併せて仕様書の内容も確認し作成をすること。

(1) インターンシップ生の受入事業（10人～20人を想定）

海外の大学（省又は市）との協定を結ぶ補佐を行い、外国人人材の特定活動（インターンシップ）の体制を整備し、受入れを行う。また、受入れ後は(2)～(6)の研修等でフォローを行い、特定活動（インターンシップ）終了後の再入国（技能実習制度や留学生）に極力務めること。

締結先の外国の選定やインターンシップの人数・期間については、提案書内に定めること。
また、本事業に係るインターンシップ生の入国後の住居の確保を含む福利厚生について、委託

費若しくは一部介護保険事業所負担等として手当を設けるなどの措置も可能とし、併せて提案書に記載をしてもよいものとする。

(2) ビジネスマナー研修（年6回、受講者は各回10名を想定）

日本文化や日本特有のビジネスマナーの講義等を行う。

(3) 日本語フォローアップ研修（年120回、受講者は年60人を想定）

通常の日本語学習を補うため、会話から読み書きまでを習熟度に応じてコースを開講すること（日本語能力試験N2～N4相当等）。なお、なるべく多くの言語に対応すること。

(4) メンタルケア

外国人及び雇用主である介護保険事業所の職員に対し、電話相談や来所相談、相談員の現地（市内介護保険事業所）派遣を行うこと。なお、電話については専用ダイヤルを開設するものとする。

(5) 事業者向け雇用・指導マニュアルの作成

外国人を雇用する事業所に対して、雇用マニュアルや指導マニュアルを作成し、受入れの促進をすること。

(6) その他、外国人労働者実態調査を基に需要があると認められ、本市及び受託者が協議により決定した研修等事項

5. 質問書の提出

(1) 質問受付期間

平成31年1月21日（月）から平成31年1月24日（木）午後5時まで

(2) 質問受付方法

質問書（様式2）に質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

様式については、本市ホームページからダウンロードすること。

電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

平成31年1月28日（月）までにHP上に公開する。

6. 応募書類に関する事項

次の書類をファイルに綴じてインデックスを付し、7部（原本1部＋写し6部）作成して、提案書類提出時に提出すること。

(1) 応募法人の紹介に関する書類

ア 応募法人が運営する他の事業の実績が分かる資料

※ 類似事業の受託・履行の実績がある場合は、事業の概要（対象分野、研修内容等）を示すこと。

イ 応募法人の組織、財務状況等が分かる資料

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3か月以内のもの）

(イ) 平成29年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

平成30年度に設立された法人にあつては、設立時の財産目録

(ウ) 職業紹介事業許可を証する書類の写し

(エ) 「コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）」

過去2年間に次のような事由があつた場合に記載すること。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出すること。

- a 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する、川崎市からの指名停止に該当する事由があつた場合（実際に指名停止となっていなくても、指名停止の要件に該当する事由があつた場合は記載すること）。
- b 法人・団体に、労働基準法、不正競争防止法その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた場合。
- c 法人・団体の役員又はその使用人に、業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他、業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があつた場合。

※選定結果に関する通知が到達するまでの間は、提案書類提出後であっても、上記a～cの事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告すること。事由によっては、再審査等を行う場合あり。

(オ) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書（様式4）」

(2) 企画提案書

ア 用紙はA4版横書きとすること。

イ 内容は仕様書及び選定基準の内容に基づき作成を行うこと。

ウ 提案書は表紙を除き、30ページ以内で作成すること。

エ 提案書は専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意すること。

(3) 見積書

ア 様式は自由とする。

※なお、見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。

7. 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

平成31年1月28日（月）から平成31年2月1日（金）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで *土日・休日を除く。

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

(3) 提出書類

上記5.のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 *郵送の場合は提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。なお、参加意向申出書(様式1)提出後、辞退をする場合は平成31年2月1日までに辞退届(様式5)を提出すること。

8. 提案会の実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

プレゼンテーションの開催日時、開催場所及び発表時間については、提案参加業者へ平成31年2月下旬に通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は提案参加業者につき最大3名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

提出した提案書の資料に基づき、提案説明20分・質疑応答15分程度

9. 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

選定審査委員会では、「提案書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い、総合評価点数が高い者を委託予定業者として決定する。ただし、総合評価点数が満点の60%に満たない場合は、不合格とする場合がある。

(2) 応募法人が複数の場合

ア 最高得点応募法人が、基準点を満たし、かつ出席委員の半数以上が1位の支持をしている場合、その応募法人を受託予定者とする。

なお、総得点が同点の場合も、出席委員の半数以上が1位の支持をしていることを要する。

イ 半数以上の出席委員の支持がない場合、各員の評価点数とは別に、各委員の評価点数に基づく順位により、次の表に従い点数を付け、当該点数の合計が最高の業者を受託予定者とする。

(3) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

9. 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第 33 条各号に該当する場合は免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の 10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

10. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) その他問合せ窓口は、上記 3. (2)に同じ。